

市内指定居宅介護支援事業所 開設者各位

横浜市健康福祉局介護事業指導課長

## 特定事業所加算の算定に係る管理者と介護支援専門員の兼務について（通知）

日ごろより、本市の介護保険事業にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

標記について、厚生労働省へ照会し得た回答をふまえ、本市の取扱の一部を変更するので通知します。

## 1 特定事業所加算の算定に係る人員配置要件

【変更前】 居宅介護支援事業所の管理者を兼務している介護支援専門員は「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員」に 含めてよい

（「横浜市介護保険事業者向け Q & A 集」 P. 8 No. 1）

↓

【変更後】 居宅介護支援事業所の管理者を兼務している介護支援専門員は「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員」に 含めることはできない

## 2 留意事項

新たに特定事業所加算を算定する場合には、上記の人員配置要件を確認の上、届出してください。

現に加算を算定している事業所のうち、本通知により人員配置要件を満たさなくなる事業所においては、次により届出等を行ってください。

配置要件の充足	必要な届出	期日
管理者の主任介護支援専門員資格の取得	なし※1	令和2年3月31日までに要件を充足してください。引き続き加算算定できます
管理者を主任介護支援専門員に変更 (※事業所内の配置換え)	管理者の変更(変更届)※2	
常勤かつ専従の介護支援専門員の追加	介護支援専門員の増(変更届)	
上記の方法により令和2年3月31日までに配置要件を満たせない見込である場合	特定事業所加算取下げ(加算届) 特定事業所加算の下位区分への変更(加算届)	<u>速やかに</u> 届出してください

※1 神奈川県の主任介護支援専門員研修については、下記 URL(県介護支援専門員協会のページ内)をご覧ください  
<http://www.care-manager.or.jp/kensyuu/houtei/syu-mane-rl-2.html> 《10月31日お申込期限》

※2 特定事業所加算の人員配置要件である「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員」については、管理者を兼務する主任介護支援専門員は含まれます (老企第 36 号)

※ 本市への変更届等については、下記 URL より必要な書類をご用意ください。

(届出様式・掲載場所) 施設・居宅サービス関連・書式ライブラリー (介護保険届出)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/kyotaku/sisetsukyotaku.html>

【問い合わせ先】横浜市健康福祉局介護事業指導課

TEL 045-671-3413・3483 FAX 045-681-7789